平成２４年（フ）第１３２６号
横浜市中区不老町１丁目６番地９
破産者　株式会社都市環境デザイン研究所
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６号
長野県上田市真田町長4082番地
破産者　株式会社砥石製作所
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３２７号
京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町５番地
破産者　有限会社ビーエスハウジング
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０２号
岡山県勝田郡奈義町西原380番地の37
破産者　株式会社ナギテック
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５号
徳島県阿南市桑野町紺屋59―18、住民票上の住所愛媛県松山市石手４丁目11番13号
破産者　田中美由紀
１　決定年月日　平成24年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３２５４号
福岡市南区井尻１丁目13番２―608号、前住所福岡市南区井尻５丁目６番14―703号
破産者　古庄　　等
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９７号
福岡市博多区博多駅南３丁目８番27―1503号、住民票上の住所福岡市博多区美野島１丁目21番５―102号、旧住所長崎市滑石２丁目36番40―1107号
破産者　藤井　真治（旧姓森）
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３８号
札幌市中央区南14条西19丁目３番12―210号、開始決定時の住所北海道千歳市春日町３丁目５番６号
破産者　伊勢　英明
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３９号
札幌市中央区南14条西19丁目３番12―210号、開始決定時の住所北海道千歳市春日町３丁目５番６号
破産者　伊勢　憲子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８９号
北海道千歳市富士２丁目８番17号、開始決定時の住所北海道千歳市北光６丁目４番16号
破産者　斎藤　葉子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８３号
仙台市泉区南光台南３丁目25番21号
破産者　嶺岸あゆみ
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
秋田県にかほ市象潟町小砂川字カウヤ15番地
破産者　伊東　　毅
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第７５９号
埼玉県草加市谷塚町1072番地３　サンアールタニツカＢ―301号、破産手続開始時の住所埼玉県草加市両新田西町403番地８
破産者　福永　芳子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目８番27号　相南ハイツ102号
破産者　鈴木鬼志夫
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６３号
東京都足立区中央本町１丁目19番１号プラザワタナベ’88　７Ｂ、開始決定時の住所富山県高岡市蓮花寺632番地２
破産者　松村　春彦
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第７号
富山県高岡市下伏間江129番地１
破産者　ソレイユ針山こと　針山　孝子
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８号
富山県高岡市問屋町238番地２　ハイツスカイ103号、開始決定時の住所富山県高岡市下伏間江129番地１
破産者　針山　　勲
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８９号
静岡県伊東市岡1266番地の７、前住所静岡県伊東市南町１丁目１番22号
破産者　内野　貴則
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係